

お客様各位

NEW ORIENTAL-ADR 【A0926】
(New Oriental Education & Technology Group, Inc.)
和解金のお取扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、NEW ORIENTAL-ADR にかかる集団訴訟の和解が成立し、このたび和解金の分配が行われました。条件に該当するお客様には下記の通り和解金が支払われますのでご案内申し上げます。
詳細につきましては、下記のとおりです。

敬具

記

1. 訴訟の内容

NEW ORIENTAL-ADR 保有者より、New Oriental Education & Technology Group, Inc.等に対し、以下の集団訴訟が米国ニューヨーク州南部地区裁判所にて提起されました。

(1) 訴えの内容

2009年10月19日から2012年7月17日の期間にNEW ORIENTAL-ADR を買付し損失を被った投資家の損失の賠償を請求。

(2) 訴えの理由

New Oriental Education & Technology Group, Inc.は2009年10月19日から2012年7月17日の期間に、同社変動持分事業体 Beijing New Oriental Education & Technology (Group) Co., Ltd.についての虚偽の会計報告を行っていたため、集団訴訟が提起されました。

2. 和解の内容

New Oriental Education & Technology Group, Inc.が和解原資を支払い、今回の訴訟にかかる法廷費用、及び和解にかかる事務費用等を控除し、残りを上記1の和解金受取条件に適合する投資家に配分することで和解が成立しました。

3. 和解金のお取り扱い

- ・弊社に分配された和解金は、上記2に従って按分した後、円貨にてお客様の口座へお支払い致します。
(円転レート=2/12 TTM-0.5 円 111.94 円/米ドル)
- ・お客様口座への入金日は2016年2月17日となります。

御不明な点などございましたら、お取引いただいております弊社窓口までお問い合わせ下さい。
本資料は、投資勧誘を目的として作成したのではなく、情報提供を目的としたものであります。

以上

大和証券株式会社